

人権や差別に関する考え方について

問1 人権や差別などに関する次のような意見・考え方について、あなたはどう思いますか。
あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	あまり思わない	そう思わない
① 権利ばかり主張して、がまんすることのできない人が増えている	1	2	3	4
② 人権には必ず義務がともなう	1	2	3	4
③ 差別する人だけでなく、差別される人にも問題がある	1	2	3	4
④ 社会福祉を含め、行政が実施する様々な支援策に頼るより、個人がもっと努力する必要がある	1	2	3	4
⑤ 子どもが3歳になるまでは、母親は育児に専念する ほうがいい	1	2	3	4
⑥ 子どものしつけのために、ときには保護者の体罰も必要だ	1	2	3	4
⑦ 教師が児童・生徒を指導するために、ときには体罰を加えることも必要だ	1	2	3	4
⑧ いじめ問題は、いじめを受ける子どもにも原因がある	1	2	3	4
⑨ 介護や介助を受ける高齢者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	1	2	3	4
⑩ 介護や介助を受ける障害者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない	1	2	3	4
⑪ 結婚に際して、相手が同和地区※1出身者かどうか調べる ほうがいい	1	2	3	4
⑫ 日本の学校に通う外国人の子どもたちに、自分の国や民族の言葉を学習する機会を保障する必要がある	1	2	3	4
⑬ 日本に住んでいる以上、日本の文化や生活習慣などの合わせることは当然だ	1	2	3	4
⑭ 同性同士の結婚も認められるのは当然だ	1	2	3	4
⑮ 企業は、社員のパートナーが同性であっても、配偶者として待遇する必要がある	1	2	3	4
⑯ 自分の身内には同性愛者はいてほしくない	1	2	3	4

調査票(案)

問2 人権問題などに関して次のような意見や考え方があります。あなたはこれらについて、どう思いますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。
(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
① 政治・社会・経済的な要求などを掲げてデモ(示威運動) を行うことは、憲法で保障された権利である	1	2	3	4	5
② 思いやや優しさをみんなが持てば、人権問題は解決 する	1	2	3	4	5
③ 人権問題は、差別する人と差別される人の問題であり、 自分には関係がない	1	2	3	4	5
④ 差別に対して抗議や反対をすることによって、かえって 問題が解決しにくくなる	1	2	3	4	5
⑤ ささいなことまで差別だ、人権侵害だと声をあげるのは、 世の中を窮屈にさせる	1	2	3	4	5
⑥ 競争社会だから、競争に負けた人が不利益を受けるのは、 仕方がない	1	2	3	4	5
⑦ 日本国憲法は、国民が従うべきルールである	1	2	3	4	5
⑧ これまで行われてきた少数者の人権を保障する政策は、 少数者に特権を与えたという面がある	1	2	3	4	5

慣習や文化などについて

問3 次のような慣習や文化などに関する意見や考え方について、あなたはどう思いますか。
あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	あまり 思わない	そう思わない
① 葬儀の際の「清め塩」は必要だ	1	2	3	4
② 女性が土俵にあがれないのは、しきたりだから仕方がない	1	2	3	4
③ 運気をよくするために、占いや方角は参考にするほうがいい	1	2	3	4
④ 結婚相手を決める時は、本人本位でなく、やはり家のことを 考えて決めたほうがよい	1	2	3	4
⑤ だんじりに女性（子ども以外）が乗るのはいけないことだ	1	2	3	4
⑥ 「あの世」や「 ^{らいせ} 来世」があると信じるほうだ	1	2	3	4

憲法で決められた権利について

問4 あなたは憲法によって、義務ではなく、国民の権利と決められているのはどれだと思いますか。(○はいくつでも)

1. 思っていることを世間に発表する
2. 税金を納める
3. 目上の人には従う
4. 道路の右側を歩く
5. 人間らしい暮らしをする
6. 労働組合をつくる
7. わからない

あなたのまわりの少数者について

問5 あなたのまわりには次のような人がいますか。（○はそれぞれ1つ）

	自分自身がそうである	家族がそうである	親しい友人による	知人にいる	関わったことがあるが	出会ったことがない
① ニューカマー※ ² の外国人	1	2	3	4	5	6
② 在日韓国・朝鮮人	1	2	3	4	5	6
③ 同和地区出身者	1	2	3	4	5	6
④ 障害者	1	2	3	4	5	6
⑤ 性的マイノリティ（少数者）※ ³	1	2	3	4	5	6

家族や性別役割などについて

問6 家族や性別役割などに関する次のような意見・考え方について、あなたはどう思いますか。
あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
① 女の子は女の子らしく、男の子は男の子らしく育てるほうがよい	1	2	3	4	5
② 妻が働いていなくても、夫は家事・育児をするべきだ	1	2	3	4	5
③ 夫の親を妻が介護するのは当然だ	1	2	3	4	5
④ 夫が海外赴任する場合、妻は働いていても仕事を辞めて、夫に同行すべきだ	1	2	3	4	5
⑤ 結婚したら、妻は夫の姓を名乗るほうがよい	1	2	3	4	5
⑥ 結婚しても、必ずしも子どもをもつ必要はない	1	2	3	4	5
⑦ 自分の身内は同和地区出身者とは結婚してほしくない	1	2	3	4	5
⑧ 自分の身内が未婚のまま子どもを産むことは好ましくない	1	2	3	4	5
⑨ 女性は理数系科目が苦手なので、大学の理工系学部の女性比率が低いのは仕方がない	1	2	3	4	5
⑩ 男性は家族を養って一人前だ	1	2	3	4	5

子どもの人権について

問7 子どもの人権に関する次のような意見や考え方について、あなたはどう思いますか。
あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
① 収入の低い家庭の子どもが大学に進学できないのは やむを得ないことだ	1	2	3	4	5
② 児童養護施設で暮らした経験のある人の就職が むずかしいのは仕方がない	1	2	3	4	5
③ 家族の世話のために、子どもが学校の部活動に 参加しづらくなることは問題だ	1	2	3	4	5
④ 学校の規則を定める際に、子どもの意見表明の 場がないことは問題だ	1	2	3	4	5
⑤ 不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ	1	2	3	4	5
⑥ 子どもは成長途上なので、人権が制約されても 仕方がない	1	2	3	4	5

高齢者・障害者の人権について

問8 高齢者や障害者の人権に関する次のような意見・考え方について、あなたはどう思いますか。あなたの考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
① 高齢者の就職が困難であったり、労働条件が悪くなることは、仕方がない	1	2	3	4	5
② 高齢者が一人暮らしを理由にマンションなどの入居を拒否されることは、人権侵害だ	1	2	3	4	5
③ 悪徳商法や詐欺などによる被害が多いのは、高齢者の注意が足りないからだ	1	2	3	4	5
④ 企業には障害者の法定雇用率が定められているが、企業は利益が第一なのだから、障害者の雇用が進まなくて仕方がない	1	2	3	4	5
⑤ 障がいのある人が結婚したり、子どもを育てることに周囲が反対するのは、人権侵害だ	1	2	3	4	5
⑥ 住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、近隣に障害者の作業所やグループホームがあるという物件は避けたい	1	2	3	4	5
⑦ 出生前診断で胎児に障害があることがわかった場合、産まないという選択をすることは、やむを得ない	1	2	3	4	5

外国人の人権について

問9 外国人の人権に関する次のような意見・考え方について、あなたはどう思いますか。
あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	どちらかといえば そう思う	あまり思わない	そう思わない
① 外国人だからという理由で、賃貸住宅への入居を断られても仕方がない	1	2	3	4
② 日本政府が難民の受け入れに消極的であることは問題だ	1	2	3	4
③ 外国人は仕事の内容や給与などに関して日本人と格差があるって仕方がない	1	2	3	4
④ 災害などの緊急時に、日本語が伝わらない外国人への対応がおろそかになることは、やむを得ない	1	2	3	4
⑤ 自分が住んでいる地域には外国人は住んでほしくない	1	2	3	4
⑥ 外国籍であっても、自治体の住民であるので、地方参政権は認められるべきである	1	2	3	4
⑦ 外国人労働者が増えると、治安や風紀が悪くなる	1	2	3	4

同和問題について

問10 結婚相手が同和地区の人であるということを理由に、家族から結婚を反対されている親戚がいるとします。あなたがその方から相談を受けた場合、どうしますか。
最もお考えに近いものを選んでください。（○は1つ）

1. 反対する家族を説得するなど、力になってあげようと言う
2. 迷うことはない、自分の意思を貫いて結婚しなさいと言う
3. 慎重に考えなさいと言う
4. あきらめるように言う
5. どう言えばよいのかわからない
6. その他（具体的に：_____）

→ 問10-1は、問10で「3」または「4」と答えた方にお聞きします。

問10-1 「結婚は慎重に考えたほうがよい」「結婚はあきらめたほうがよい」と考えるのは、どうしてですか。最もお考えに近いものを選んでください。（○はいくつでも）

1. 家族が反対しているなら、それに従うべきだから
2. 将来、結婚した本人がいろいろとトラブルに巻き込まれるかもしれないから
3. 将来、結婚した本人やその子どもが差別を受けるかもしれないから
4. 同和地区の人と親戚になりたくないから
5. 将来、自分や自分の家族がトラブルに巻き込まれるかもしれないから
6. 将来、自分や自分の家族が差別を受けるかもしれないから
7. その他（具体的に：_____）

調査票(案)

問 11 あなたは、ここ5年くらいの間に同和問題に関して、次のような発言を直接聞いたことがありますか。複数ある場合は、強く印象に残っているものを選んでください。
(○は1つ)

- 1. 同和地区の人（子ども）とは、付き合っては（遊んでは）いけない
- 2. 同和地区の人とは、結婚してはいけない
- 3. 同和地区の人はこわい
- 4. 同和地区の人は無理難題を言う
- 5. 同和地区は治安が悪い
- 6. 住宅を購入する際、同地区内の物件を避けた方がいい

- 7. 聞いたことはない → **問 12**へお進みください

→ **問 11-1～問 11-2** は、問 10で「1」～「6」と答えた方にお聞きします。

問 11-1 それは誰から聞きましたか。主なものを選んでください。 (○は1つ)

- 1. 家族
- 2. 親戚
- 3. 近所の人
- 4. 友人
- 5. 職場の人
- 6. 知らない人
- 7. その他（具体的に： _____)

問 11-2 それを聞いたとき、どう感じましたか。また、どうしましたか。 (○は1つ)

- 1. そのとおりと思った
- 2. そういう見方もあるのかと思った
- 3. 反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった
- 4. 反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた
- 5. とくに何も思わなかった

調査票(案)

問12 あなたが住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、価格や立地条件が希望に合っている物件が同和地区内にあったとしたら、あなたはどうしますか。
(○は1つ)

- 1. 避けると思う
- 2. どちらかといえば避けると思う
- 3. どちらかといえば避けないと思う
- 4. 避けないと思う

→ 問13へお進みください

→ 問12-1 は、問11で「1」または「2」と答えた方にお聞きします。

問12-1 あなたはなぜ同和地区内の物件を避けるのですか。(○はいくつでも)

- 1. 同和地区に住むことで、自分や家族が差別を受けるかもしれないから
- 2. 同和地区の生活環境や慣習などが自分には合わないと思うから
- 3. 同和地区は閉鎖的で、自分や家族が「よそ者」扱いされそうだから
- 4. 同和地区は治安が悪いから
- 5. 同和地区の物件は価格上昇が見込めないから（転売がむずかしいと思うから）
- 6. 同和地区には住まないほうがいいと聞いたことがあるから
- 7. その他（具体的に: _____)

さまざまな分野での男女の地位について

問13 あなたは、次の各分野で男女の地位がどの程度、平等になっていると思いますか。
それぞれの分野について選んでください。(○はそれぞれ1つ)

	男性の方が優位である	どちらかといえども 男性の方が優位である	平等である	どちらかといえども 女性の方が優位である	女性の方が優位である
① 学校教育の場では	1	2	3	4	5
② 家庭生活の場では	1	2	3	4	5
③ 職場では	1	2	3	4	5
④ 地域活動の場では	1	2	3	4	5
⑤ 社会通念や地域の慣習・しきたりでは	1	2	3	4	5
⑥ 法律や制度の上では	1	2	3	4	5
⑦ 政治の場では	1	2	3	4	5
⑧ 経済界では	1	2	3	4	5
⑨ 社会全体として	1	2	3	4	5

さまざまな人権について

問14　さまざまな人権に関する次のような意見や考え方について、あなたはどう思いますか。あなたのお考えに最も近いものに○をつけてください。(○はそれぞれ1つ)

	そう思う	いどえらばそくうと思つ	どちらともいえない	あまり思わない	そう思わない
① 就職の面接で、人事担当者が就職希望者の家族構成を聞くことは問題だ	1	2	3	4	5
② 同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、教育や啓発はしないほうがいい	1	2	3	4	5
③ 同和地区住民は、現在でも生活のさまざまな面で優遇されている	1	2	3	4	5
④ 同和問題は、他の人権問題に比べてわかりにくくないと感じる	1	2	3	4	5
⑤ ホームレスの状態を続けているのは、本人の責任が大きい	1	2	3	4	5
⑥ 凶悪事件の場合は、未成年であっても犯人の実名を公表すべきだ	1	2	3	4	5
⑦ 刑を終えて刑務所を出所した人の就職が容易に決まらないことは仕方がない	1	2	3	4	5
⑧ 同僚に性的マイノリティがいる職場では働きたくない	1	2	3	4	5
⑨ 知人から性的マイノリティだと打ち明けられたら、どう接するべきかわからない	1	2	3	4	5
⑩ 住宅を購入したり、借りたりするなど、住まいを選ぶ際に、近隣に低所得者など、生活が困難な人が多く住んでいるという物件は避けたい	1	2	3	4	5
⑪ ハンセン病患者が強制隔離されたことについては、仕方がなかった	1	2	3	4	5
⑫ 表現の自由に関わる問題なので、インターネット上の情報規制は行うべきではない	1	2	3	4	5
⑬ 新聞やテレビ等のマスメディアからの情報よりもSNSで得られる情報のほうが信頼できる	1	2	3	4	5

問15 この5年位の間に、あなたは、人権を侵害されたことがありますか。
(○はいずれか1つ)

1. ある

2. ない → 問16へお進みください

→ 問15-1～問15-3は、問15で「1. ある」と答えた方にお聞きします。

問15-1 どのような言動を受けましたか。(○はいくつでも)

1. 結婚や就職の際に差別を受けた
2. あらぬ噂をされたり、他人から悪口を言われたりした
3. 仲間はずれや嫌がらせをされた
4. 暴力や虐待を受けた
5. 職場において能力が正当に評価されず不当な扱いを受けた
6. プライバシーを侵害された
7. セクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けた
8. 痴漢行為やストーカー（つきまとい）行為をされた
9. 就職の面接で、家族構成や家族の仕事など労務と関係ないことを聞かれた
10. その他（具体的に： _____)
11. 覚えていない

問15-2 どのように対応しましたか。(○はいくつでも)

そのうち、相談して解決したものに○をつけてください。

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| 1. 家族や友人に相談した | 2. 職場の上司や同僚に相談した |
| 3. 近所や地域の人に相談した | 4. 市役所で相談した |
| 5. 法務局や人権擁護委員に相談した | 6. 弁護士に相談した |
| 7. 学校の先生に相談した | 8. 警察に相談した |
| 9. 市民団体に相談した | 10. 民生委員児童委員に相談した |
| 11. 相手に抗議した | 12. 何もしないでそのままにした |
| 13. その他（具体的に： _____) | |
| 14. 覚えていない | |

問15-3 あなたが相談しても、解決しなかったのはどのような問題でしたか。(自由記述)

差別や人権に関する教育について

問 16 あなたは、小学校から高校の間に、差別や人権に関する教育を受けたことがありますか。
(○は1つ)

- 1. 受けたことがあり、内容は興味深かった
- 2. 受けたことがあるが、内容はつまらなかった
- 3. 受けたことがあるが、内容はよくおぼえていない
- 4. 受けたことがない → 問 17 へお進みください

問 16 で「1」「2」「3」と答えた方にお聞きします。

問 16-1 どういう内容を教わりましたか。(○はいくつでも)

- 1. 女性の人権問題
- 2. 高齢者の人権問題
- 3. 障害者の人権問題
- 4. 同和問題
- 5. 在日韓国・朝鮮人の人権問題
- 6. 外国人労働者とその家族の人権問題
- 7. HIV(エイズウイルス)感染者の人権問題
- 8. ハンセン病回復者の人権問題
- 9. アイヌ民族の人権問題
- 10. 子どもの人権問題
- 11. 子どもの権利条約
- 12. 性的マイノリティの人権問題
- 13. インターネットと人権
- 14. 戦争と人権
- 15. その他 (具体的に : _____)
- 16. おぼえていない、わからない

人権に関する法律や取組などについて

問17 あなたは、以下の法律や条例、また、人権問題に関する行政の取組や相談窓口を知っていますか。それについて○をつけてください。（○はそれぞれ1つ）

	内容（趣旨・役割）まで知っている	聞いたことはあるが内容まで知らない	まったく知らない
法律・岸和田市の条例			
① 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)	1	2	3
② 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の (ア) 推進に関する法律 (ヘイトスピーチ※ ⁴ 解消法)	1	2	3
③ 部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)	1	2	3
④ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する 国民の理解の増進に関する法律 (LGBT 理解増進法)	1	2	3
⑤ 岸和田市人権尊重のまちづくり条例	1	2	3
岸和田市の施設や取組			
① 広報きしわだに掲載している「人権の窓」や「人の輪」※ ⁵	1	2	3
② 人権を考える市民の集い※ ⁶	1	2	3
③ 人権を守る作品展※ ⁷	1	2	3
④ 校区別人権問題研究会「なるほど！人権セミナー」※ ⁸	1	2	3
⑤ 岸和田市男女共同参画センター	1	2	3
岸和田市で実施されている相談窓口			
① 人権相談、総合生活相談	1	2	3
② 人権擁護委員による人権相談	1	2	3
③ 法務局による人権相談・救済措置	1	2	3

あなた自身のことについて

問18 あなたご自身のことについておたずねします。

※この調査結果を分析し、今後の人権教育・啓発の課題を明らかにしていくうえで、性別・年齢別比較は非常に重要です。そのため、あなたの性別と年齢をお聞きします。

① あなたの自認する性をお答えください。 (○は1つ)

1. 女性 2. 男性 3. その他・いずれでもない

② あなたの年齢をお答えください。 (●月●日現在の満年齢。○は1つ)

1. 18~19 歳 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代
5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳以上

岸和田市の人権施策・人権教育に関するご意見、ご要望等がありましたらご記入ください。

ご協力くださいまして、ありがとうございました。

調査票は、同封の返信用封筒を用いて**令和7年●月●日（●）**までに、
ご返送くださいますようお願ひいたします。

この調査で使用している用語について

■【※1 同和地区】

同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分階層構造により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、現在でも日常生活の上で差別を受けるなどの日本固有の人権問題です。

同和問題の解決に向け、平成14(2002)年3月に「地域改善対策特定事業にかかる国の財政上の特別措置に関する法律」が失効するまでの間、同和地区の環境改善や同和教育・人権啓発などの取組みが積極的に進められてきました。その際、取組みを進める対象地域として、法に基づき一定の地域が指定されており、この調査の中で「同和地区」という用語を使う場合、この法律によって指定されていた対象地域を示しています。

■【※2 ニューカマー】

1980年代以降に、様々な目的をもって新たに来日し、定住した外国人を、他の定住外国人と区別してニューカマーと表現するようになりました。

労働権の保障や安心・安全な生活の保障など、ニューカマーには多くの課題があります。

日本による朝鮮植民地支配に、直接的、間接的に歴史的なルーツをもつ人々やその子孫(オールドカマー)とは来日の背景や定住に至るまでの経緯がことなるため、抱える課題にも違いがあります。

■【※3 性的マイノリティ(セクシュアル・マイノリティ)】

性には、生物学的な性(からだの性)、性自認(こころの性。自分の性をどのように認識しているか)、性的指向(恋愛感情や性的な関心がどの性別に向いているか)の3つの要素があります。

性自認や性的指向は、本人の意思で選んだり、変えたりできるものではありません。

生物学的な性と性自認が一致している人々や、性的指向が異性に向いている人が多数派とされ、これらにあてはまらない人々がマイノリティ(少数派)とされています。

■【※4 ヘイトスピーチ】

特定の民族・国籍の人々を排斥する差別的言動のことです。「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」では、本邦外出身者を地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動の解消を国や地方公共団体の責務としています。

なお、職場で行われる、特定の人種、民族、国籍に係わる嫌がらせや「不適切で配慮に欠ける言動」はレイシャル・ハラスメントと言われ、身边に起こりうる人権問題の一つとなっています。

■【※5 人の輪】

毎年3月の第3日曜日の新聞折込で配布している人権啓発紙です。

■【※6 人権を考える市民の集い】

毎年12月4日から10日までの人権週間に、マドカホールで講演会などを開催します。

■【※7 人権を守る作品展】

毎年12月4日から10日までの人権週間に、マドカホールで人権尊重をテーマにしたポスター・標語の入選作品などを展示します。

■【※8 校区別人権問題研修会「なるほど！人権セミナー】

毎年10~11月に市内20カ所で開催する、ドラマの視聴などによる研修会です。